

令和6年度 江東区社会福祉法人指導監査結果

令和8年3月1日現在

1 愛郷会

(1)指導検査実施日	令和6年8月29日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和6年10月31日
(5)指摘に対する是正状況	改善済み

2 フェスティナ・レンテ

(1)指導検査実施日	令和6年10月24日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続きが行われていないため、是正すること。 2 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないので、是正すること。 3 理事長が、理事会において、定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和7年1月6日
(5)指摘に対する是正状況	改善済み

3 深川愛隣学園

(1)指導検査実施日	令和6年11月27日
(2)文書による指摘の有無	有
(3)文書による指摘の内容	1 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。 2 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること。 3 評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていないので、是正すること。 4 支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えているので、是正すること。
(4)改善状況報告書の提出の有無	令和7年2月3日
(5)指摘に対する是正状況	改善済み